

令和6年度
会津若松市会計年度任用職員（補助員）
選挙事務補助員・選挙労務補助員
選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。

1	この試験の合格者は、「選考登録者名簿」に登録され、原則として成績上位の方から選挙が実施される期間と内容に応じて採用されますが、名簿に登録されても採用されない場合があります。 ※この場合の選挙とは、衆議院議員・参議院議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、市長選挙、市議会議員選挙等を指します。
2	採用された場合、任期は、投票日の約3週間前から投票日の約1週間後で、概ね30日程度となります（実施される選挙の内容によって異なります）。

1 申込受付期間：令和6年7月2日（火）～令和6年7月31日（水）

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申し込みは、令和6年7月31日（水）必着とします。

2 申込区分、試験職種、登録予定人数、職務内容、任期

(1) 申込区分、試験職種、登録予定人数、職務内容

申込区分	試験職種	登録予定人数	職務内容
A	選挙事務補助員	35名程度	選挙における投票事務の補助、物品の整理、運搬、開票事務の補助
B	選挙労務補助員	6名程度	各投票所への物品運搬、選挙事務物品整理、開票所への物品運搬、開票所設営作業

(2) 任期

採用された場合、任期は投票日の約3週間前から投票日の約1週間後までで、概ね30日程度となります（実施される選挙の内容によって異なります）。

3 勤務場所

基本は市役所追手町第二庁舎（新庁舎完成後は本庁舎に変更の可能性あり）となりますが、期日前投票の期間は、MEGAドン・キホーテUNY会津若松店、北会津支所、河東支所、大戸公民館、湊公民館のいずれかで勤務していただく場合があります。

4 申込資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 下記に記載したそれぞれの申込資格に該当する者

申込区分	職種	申込資格
A	選挙事務補助員	なし
B	選挙労務補助員	3tトラックを運転できる自動車運転免許を保有し、実際に3tトラック（マニュアル車）を運転することができる方

5 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	補助員としての適応性を経験・経歴等により審査
個別面接	人物を総合的に評価するもの

6 試験期日・会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出	令和6年9月上旬（予定）に受験者全員に可否を通知します。
個別面接試験	期日：令和6年8月22日（木） 令和6年8月23日（金） 場所：会津若松市追手町第二庁舎内 ※詳細は別途申込者へ連絡します。	

7 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」、「受験票」に必要事項を記入し、会津若松市選挙管理委員会事務局に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験（会計年度任用職員）申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「84円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市選挙管理委員会事務局あてに送付してください。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。
受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

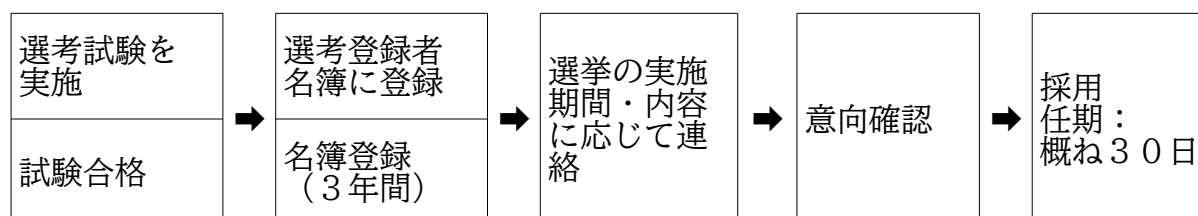
8 合格による名簿登録と採用等

合格者は「選考登録者名簿」に3年間登録され、その間において、選挙が実施される期間と内容に応じて、随時採用されます。また、任期は概ね30日となります（選挙の内容によって異なります）。

「選考登録者名簿」登録期間（3年間）内であれば、一度採用された場合でも、再度採用されることもあります。選挙が実施される期間と内容によっては、「選考登録者名簿」に登録されても採用されない場合があります。

なお、「選考登録者名簿」への登録予定日は令和6年9月10日で、登録期間は令和6年9月10日から令和9年9月9日を予定しています。

（参考）合格から採用までの流れ



9 勤務時間及び休暇等

- (1) 原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間勤務とし、勤務時間は午前9時から午後5時までです。
なお、期日前投票の期間は、時間外勤務、休日出勤をしていただきます。
- (2) 休憩時間は、原則として午後0時から午後1時までです。
- (3) 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
- (4) 条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償の適用があります。
- (5) 信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

10 報酬等

- (1) 選挙事務補助員及び選挙労務補助員ともに時給1,015円（令和6年5月現在）です。その他、勤務に応じて時間外勤務手当、休日勤務手当に相当する報酬を支給します。
- (2) 月の初日から末日までを計算期間として、勤務時間数に応じた額を翌月の10日（10日が土、日、祝日に当たるときはその前の平日）に支給します。
- (3) その他、通勤手当に相当する費用弁償、時間外勤務手当等に相当する報酬をそれぞれ支給条件に応じて支給します。
- (4) 任期中の昇給はありません。

11 その他

- (1) この試験で、会計年度任用職員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

会津若松市役所 選挙管理委員会事務局

（追手町第二庁舎1階）

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号

TEL 0242（39）1331 内線 3312

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>